

電子提供措置の開始日2025年6月2日

# 第85回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

社外役員に関する事項  
業務の適正を確保するための  
体制の整備に関する事項  
連結注記表  
個別注記表

都築電気株式会社

---

## 社外役員に関する事項

### ①取締役 瀧中秀敏

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
株式会社麻生情報システム代表取締役社長、株式会社麻生代表取締役副社長であります。株式会社麻生は、当社の大株主であります。なお、当社は株式会社麻生情報システムとの間で販売店取引基本契約を締結しております。また、当社は株式会社麻生との間で資本業務提携契約を締結しております。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち13回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。
- (iv) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った事項  
主に医療介護関連の業界についての深い見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。

### ②取締役 塚原智子

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
富士通株式会社執行役員 EVP CQOであります。富士通株式会社は、当社の大株主であります。なお、当社は富士通株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。
- (iv) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った事項  
主にシステムインテグレーションビジネスについての深い見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。

### ③取締役 村島俊宏

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
村島俊宏氏が代表を務める村島・穂積法律事務所と当社は、顧問契約を締結しております。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。
- (iv) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った事項  
主に弁護士としての専門的見地より、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。さらに、指名報酬委員として、活発な審議に参画しております。

④取締役 松井くにお

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
金沢工業大学工学部情報工学科教授であります。当社は金沢工業大学との間に特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。
- (iv) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った事項  
主に情報ネットワークソリューションサービス事業についての深い見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。さらに、指名報酬委員として、活発な審議に参画しております。

⑤取締役 森山紀之

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
医療法人社団進興会理事長であります。当社は医療法人社団進興会との間に特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
医療法人社団ミッドタウンクリニック理事、グランドハイメディック倶楽部理事であります。当社は医療法人社団ミッドタウンクリニックおよびグランドハイメディック倶楽部との間に特別な関係はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。
- (iv) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った事項  
主に医師としての専門的見地および先端技術AIについての深い見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。

⑥取締役 和智英樹

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。
- (iv) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った事項  
主に情報ネットワークソリューションサービス事業についての深い見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。

⑦取締役 小笠原直

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
監査法人アヴァンティア法人代表CEOであります。当社は監査法人アヴァンティアとの間に特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構監事、東プレ株式会社社外取締役、日機装株式会社社外監査役であります。当社は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、東プレ株式会社および日機装株式会社との間に特別な関係はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき質問、助言を行っております。
- (iv) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った事項  
主に公認会計士としての専門的見地より、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するために必要な発言を行っております。さらに、指名報酬委員として、活発な審議に参画しております。

⑧監査役 横張清威

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
弁護士法人トライデント代表社員、VOVAN & ASSOCIES (バンコク法律事務所) パートナーであります。当社は弁護士法人トライデントおよびVOVAN & ASSOCIES (バンコク法律事務所) との間に特別な関係はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、また監査役会15回のうち15回に出席し、取締役会ならびに監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

⑨監査役 草加健司

- (i) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (ii) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- (iii) 当事業年度における主な活動状況  
当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、また監査役会15回のうち15回に出席し、取締役会ならびに監査役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っております。

---

## 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

### 1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は、企業倫理の確立及び法令・定款・社内規程の遵守の確保を目的に定めた「都築グループ行動規範」を遵守するとともに、グループ全体のコンプライアンス推進に取り組む。また、その徹底を図るために、「リスク・コンプライアンス委員会」を運営し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、体制の維持・向上を図る。

さらに社内通報制度を設置し、グループ会社内での法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。

- (2) 取締役は、重大な法令違反その他法令・定款・社内規程の違反に関する重要な事実を発見したとき、またはかかる報告を受けたときは、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理し、取締役、監査役、会計監査人等から閲覧の要請があった場合、速やかに閲覧が可能な体制を整備する。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、「リスク・コンプライアンス委員会」において運用・推進を行う。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「リスク・コンプライアンス委員会」は当該リスクの適正な把握に努めるとともに、個々のリスクについて管理責任者を定め、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- (3) 取締役及び従業員は、トラブル、事故等が発生したときは、エスカレーション・ルートにより「リスク・コンプライアンス委員会」及びその諮問機関である「リスク・コンプライアンス推進委員会」に報告する。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、経営に関する重要事項については経営会議において議論を行い、取締役会で決定する。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

## 5. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社（連結子会社、以下同じ）の業務の適正を確保するため、当社及びグループ各社に「都築グループ規定管理規範」を制定し、「都築グループ行動規範」をはじめ、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」、「都築グループヘルプライン規程」など当社が指定する範囲の社内規定については当社及びグループ各社でその内容の共通化を図り、その他の社内規定については、グループ各社は「都築グループ行動規範」を基礎として社内規定を定める。
- (2) グループ各社の業況報告等については「関係会社管理規程」及び「関係会社運営基準」のもと、グループ各社と当社が締結する「グループ経営に関する協定書」に従い、当社へ決裁及び報告を行う。さらに、当社並びにグループ会社の責任者と毎月開催される関係会社業況会議及び定期的に開催される関係会社連絡会議において、業務の適正を管理する。
- (3) グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、グループ各社の取締役会規程に従い、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。グループ各社の取締役会の決定に基づく業務執行については、グループ各社で定める社内規定において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (4) 「都築グループヘルプライン規程」に基づきグループ各社の取締役及び従業員にも社内通報制度を適用し、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図る。また、「都築グループヘルプライン規程」に従い通報者に対しいかなる不利な取扱いを行わない。

## 6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。
- (2) 財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

## 7. 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、補助者として事前に決められた要員に対し、監査業務の補助を行うよう依頼でき、当該要員は監査役の指揮命令に従うものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の承認を得なければならない。

## 8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び従業員は、当社及びグループ各社の業務または業績に与える著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、またはかかる報告を受けたときは、直ちに当該事実を監査役に報告しなければならない。なお、前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。また、本項の報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。
- (2) 監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。
- (3) 監査役会は、代表取締役社長、監査室、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
- (4) 監査役は、グループ各社の監査役等との緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努める。

---

**【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】**

当社グループでは、「都築グループ行動規範」において「反社会的勢力との接触を行いません」と規定し、行動規範の周知徹底を図っている。

反社会的勢力の対応で不測の事態が発生した場合には、警察、顧問弁護士と連携を図り「リスク・コンプライアンス委員会」が対応する。

**【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】**

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

当社は、都築グループヘルプライン規程を制定し、当社およびグループ会社を対象とする通報窓口を当社内および社外（法律事務所）に設置して、法令違反等の不正行為の早期発見と是正を図っております。

また、代表取締役社長を委員長とし、経営会議のメンバーが出席するリスク・コンプライアンス委員会を開催して、法令等の遵守状況を確認しており、このリスク・コンプライアンス委員会の諮問機関であるリスク・コンプライアンス推進委員会が当社も含めたグループ会社の役員および従業員等に対してインサイダー取引防止、ハラスメント防止など様々な教育及び研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。

(2) 損失の危険の管理に対する取り組み

当社は、リスク管理規程を制定し、リスク・コンプライアンス委員会が損失の危険を想定し管理しています。不測の事態が発生した場合には、リスク・コンプライアンス委員会の指揮・命令の下、迅速かつ冷静に対応し問題解決を図っております。

また、事故・トラブル等が発生した場合には、エスカレーション・ルートにより、リスク・コンプライアンス委員会およびその諮問機関であるリスク・コンプライアンス推進委員会に対して報告が行われ、問題解決に向けた対応を行っております。

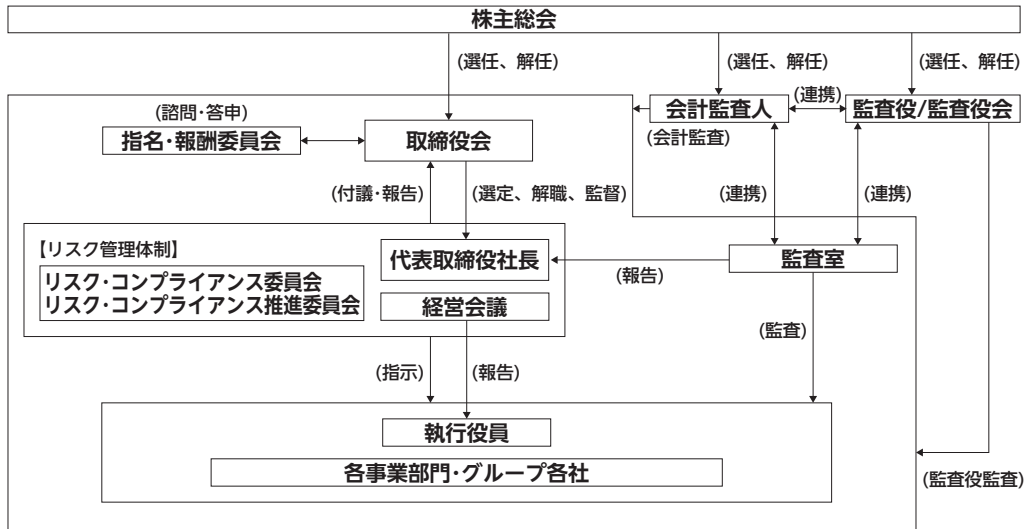
(3) 職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会を毎月定時に開催し、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行に携わらない取締役として社外取締役7名および社外監査役2名を含む3名の監査役が取締役会に出席し、独立かつ客観的な監督を実施しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は、定期的に実地監査を行っており、必要と認められたときには取締役および従業員に対し報告を求めています。

また、監査役はグループ各社の監査役等と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施しております。監査役会では、代表取締役社長、監査室、会計監査人と定期的に意見交換会を開催しております。





# 連結注記表

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 主要な連結子会社の名称 都築テクノサービス(株)  
(株)都築ソフトウェア

#### ② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 3社
- ・ 主要な非連結子会社の名称 都築オフィスサービス(株)、アーチ(株)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した関連会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社3社及び関連会社1社（主な非連結子会社都築オフィスサービス(株)、主な関連会社東都システムズ(株)）は、それぞれ連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金等（持分に見合う額）に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### (3) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 有価証券
- ・ その他有価証券
- ・ a 市場価格のない株式等以外のもの

時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・ b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ロ. デリバティブ

時価法

#### ハ. 棚卸資産

- ・ 仕掛品
- ・ 商品及び製品、原材料及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。（ただし、当社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- ・ 建物及び構築物 3～50年
- ・ 機械装置及び運搬具 3～10年

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ハ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ニ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

- ・ 一般債権
- ・ 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

貸倒実績率法によっております。

財務内容評価法によっております。

#### ロ. 賞与引当金

主として従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、その支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

#### ハ. 受注損失引当金

システム開発の請負等に係る受注案件のうち、当連結会計年度末時点で将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、受注損失に備えるため、将来の損失見積額を計上することとしております。

#### ニ. 株式給付引当金

株式交付規程に基づく役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

イ. 機器

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

機器は、主にPCやサーバ等の販売を行っております。当該契約については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

ロ. 開発・構築

開発・構築は、主にシステム受託開発及びネットワーク構築作業を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当連結会計年度末までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。

ハ. サービス

ただし、工期がごく短い場合、顧客の検収を受けた一時点で当該収益を認識しております。

サービスは、主に製品に対する保守を行っております。当該契約については、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上することとしております。

⑥重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用することとしております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を行います。

ニ. ヘッジの有効性の評価

特例処理であるため有効性の評価を省略しております。

⑦その他連結計算書類作成のための重要な事項  
退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生している額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する記記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する記記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 2,667百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 受注損失引当金の算定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 157百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

システム開発の請負等に係る受注案件については、仕様確定に関する不備、プロジェクト体制の問題、技術的な検証不足等の様々な想定外の事象が発生し、プロジェクトが予定された範囲、予算、納期及び品質で実施できなかった場合は、損失等のリスク発生可能性があります。将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、受注損失に備えるため、受注損失引当金として計上することとなります。なお、実際の損失額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 開発・構築案件に係る一定の期間にわたり認識する収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 4,651百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは開発・構築案件(ただし、工期がごく短い案件を除く)について、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、当連結会計年度末までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。

原価総額の見積りについては、契約の履行に必要となるすべての作業内容に関して想定される原価を含めて算定しております。また、当事者間の新たな合意による契約の変更、作業方法の見直し等、作業開始後の状況の変化による作業内容の変更について、適時・適切に見積りを行い、原価総額に反映しております。なお、仕様確定に関する不備、プロジェクト体制の問題、技術的な検証不足等の様々な想定外の事象により、作業工数や範囲が変更となる可能性を有しております。このため、当該見積りについては、不確実性を伴うものであり、想定していなかった原価の発生等により、実際に生じた金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 4. 追加情報

(取締役及び執行役員ならびに従業員に対する株式付与制度（役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託）

当社は、取締役及び執行役員（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下あわせて「取締役等」という。）を対象に、当社の中長期的な業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、役員報酬BIP信託を導入しております。

また、従業員に対する福利厚生制度を拡充させ、当社の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意識を高めることにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、株式付与ESOP信託を導入しております。なお、株式付与ESOP信託によるポイント付与期間は、既に終了しております。

### (1) 取引の概要

役員報酬BIP信託につきましては、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、本信託が当社株式を取得し、本信託を通じて取締役等に当社株式及びその換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行う株式報酬制度であります。

また、株式付与ESOP信託につきましては、信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するインセンティブプランであります。

### (2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、役員報酬BIP信託が当連結会計年度533百万円、356,831株であり、株式付与ESOP信託が当連結会計年度295百万円、291,427株であります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 棚卸資産の内訳は、次のとおりであります。

仕掛品	1,801百万円
原材料及び貯蔵品	800百万円
(2) 担保に供している資産	該当事項はありません。
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	2,989百万円
(4) 保証債務	
従業員銀行借入金（住宅資金等）に対する保証	0百万円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末の株式数 (千株)
普通株式	20,177	—	1,200	18,977

(2) 剰余金の配当に関する事項

### ①配当金支払額等

イ. 2024年5月13日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	976百万円
・1株当たり配当額	52円
・基準日	2024年3月31日
・効力発生日	2024年6月4日

ロ. 2024年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	844百万円
・1株当たり配当額	45円
・基準日	2024年9月30日
・効力発生日	2024年11月29日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	1,013百万円
・1株当たり配当額	54円
・基準日	2025年3月31日
・効力発生日	2025年6月5日

(注) 2024年5月13日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金21百万円、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金17百万円が、2024年10月31日取締役会の決議による配当金の総額には役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金16百万円、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。また、2025年5月12日開催取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式に対する配当金19百万円、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、銀行等金融機関からの借入金により資金を調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月末時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施する場合があります。なお、デリバティブ取引は内部管理規定に従い実需の範囲で行うこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 94百万円）は「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 *2	4,444	4,444	-
資産計	4,444	4,444	-
(2) 長期借入金 *3	4,103	4,093	△9
(3) リース債務 *3	837	837	-
負債計	4,941	4,931	△9
(4) デリバティブ取引 *4	-	-	-

\*1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

\*2. 1年以内に期限到来の有価証券を含めております。

\*3. 1年以内に期限到来の長期借入金及びリース債務を含めております。

\*4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### 投資有価証券

上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### リース債務

その将来キャッシュ・フローを見積り、その信用リスクを加味した割引率で現在価値に割り引いて時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント	合計
	情報ネットワークソリューションサービス	
機器	40,320	40,320
開発・構築	15,310	15,310
サービス	42,632	42,632
顧客との契約から生じる収益	98,263	98,263
外部顧客への売上高	98,263	98,263

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループの主な収益は情報通信機器等の「機器」に関する販売及びシステム開発やネットワーク構築の「開発・構築」並びに保守等の「サービス」であり、契約及び履行義務に関する情報は以下のとおりであります。

### ①機器

イ. 契約及び履行義務並びに履行義務の充足時点に関する情報

機器等の販売は顧客との契約に基づき当該機器等の引渡しを履行義務として識別しております。また、顧客が製品を検収した時に資産の支配が顧客に移転するため、当該時点で履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。

ロ. 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

契約に変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価や返品等の義務は含まれておりません。

また、それぞれの契約は、単一の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は該当ありません。

### ②開発・構築

イ. 契約及び履行義務並びに履行義務の充足時点に関する情報

開発・構築は契約に基づきシステム受託開発及びネットワーク開発作業を履行義務として識別しております。なお、当社グループが顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有していると考えられるため一定の期間にわたり充足される履行義務として認識しております。ただし、工期がごく短い場合、顧客の検収を受けた一時点で当該収益を認識しております。

ロ. 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

契約に変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価や返品等の義務は含まれておりません。

また、それぞれの契約は、単一の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は該当ございません。

### ③サービス

イ. 契約及び履行義務並びに履行義務の充足時点に関する情報

保守等のサービスは顧客との契約に基づきサービスの提供期間にわたり義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため一定の期間にわたり充足される履行義務として認識しております。

ロ. 取引価格の算定及び履行義務への配分額の算定に関する情報

契約に変動対価、重要な金融要素、現金以外の対価や返品等の義務は含まれておりません。

また、それぞれの契約は、単一の履行義務であるため、履行義務への取引価格の配分は該当ございません。

(3) 顧客との契約に基づき履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### ①契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	20,913	21,041
契約資産	667	900
契約負債	2,251	2,227

契約資産は主に、システム受託開発及びネットワーク開発作業について進捗度に基づき収益を認識した未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に契約に基づくシステム受託開発やその保守サービスにかかる顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、概ね当連結会計年度の収益として認識しており、繰り越された金額に重要性はありません。

当連結会計年度において、契約資産及び契約負債について重要な変動はございません。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(主に、取引価格の変動)の額に重要性はありません。

### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

---

#### 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,436円05銭  
(2) 1株当たり当期純利益 263円32銭

(注) 役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（役員報酬BIP信託口：356,831株、株式付与ESOP信託：291,427株）。

また、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式は、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（役員報酬BIP信託口：373,652株、株式付与ESOP信託口：306,976株）。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

- ・ 子会社株式及び関連会社株式
- ・ その他有価証券
  - a 市場価格のない株式等以外のもの
  - b 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産

- ・ 仕掛品
- ・ 商品及び製品、機器及び材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 建物
- ・ 機械装置及び運搬具

定率法を採用しております。（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

3～50年

3～10年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### ③リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ④長期前払費用

定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

- ・ 一般債権
- ・ 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

貸倒実績率法によっております。

財務内容評価法によっております。

#### ②賞与引当金

主として従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、その支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

#### ③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

#### ④受注損失引当金

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の際の翌事業年度より費用処理しております。

システム開発の請負等に係る受注案件のうち、当事業年度末時点で将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、受注損失に備えるため、将来の損失見積額を計上することとしております。

#### ⑤株式給付引当金

株式交付規程に基づき役員及び従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

#### ①機器

機器は、主にPCやサーバ等の販売を行っております。当該契約については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っており、商品又は製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。

#### ②開発・構築

開発・構築は、主にシステム受託開発及びネットワーク構築作業を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、当事業年度末までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。

#### ③サービス

ただし、工期がごく短い場合、顧客の検収を受けた一時時点で当該収益を認識しております。サービスは、主に製品に対する保守を行っております。当該契約については、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っており、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。



- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨の換算基準           | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  |
| (6) 重要なヘッジ会計の方法                    | 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用することとしております。  |
| イ. ヘッジ会計の方法                        |   |
| ①. ヘッジ手段とヘッジ対象<br>・ヘッジ手段<br>・ヘッジ対象 |   |
| ②. ヘッジの有効性の評価                      |   |
| (7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項        | 計算書類において、未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱が連結計算書類と異なっております。計算書類上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産を控除した額を退職給付引当金又は前払年金費用に計上しております。 |
| 退職給付に係る会計処理の方法                     |   |

## 2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 874百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 受注損失引当金の算定

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 14百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

システム開発の請負等に係る受注案件については、仕様確定に関する不備、プロジェクト体制の問題、技術的な検証不足等の様々な想定外の事象が発生し、プロジェクトが予定された範囲、予算、納期及び品質で実施できなかった場合は、損失等のリスク発生可能性があります。将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、受注損失に備えるため、将来の損失見積額を受注損失引当金として計上することとなります。なお、実際の損失額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 開発・構築案件に係る一定の期間にわたり認識する収益

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 3,928百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は開発・構築案件(ただし、工期がごく短い案件を除く)について、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、当事業年度末までに発生した原価が、予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。

原価総額の見積りについては、契約の履行に必要となるすべての作業内容に関して想定される原価を含めて算定しております。また、当事者間の新たな合意による契約の変更、作業方法の見直し等、作業開始後の状況の変化による作業内容の変更について、適時・適切に見積りを行い、原価総額に反映しております。なお、仕様確定に関する不備、プロジェクト体制の問題、技術的な検証不足等の様々な想定外の事象により、作業工数や範囲が変更となる可能性を有しております。このため、当該見積りについては、不確実性を伴うものであり、想定していなかった原価の発生等により、実際に生じた金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 追加情報

##### (取締役及び執行役員ならびに従業員に対する株式付与制度 (役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託))

本信託を通じて取締役等に当社株式及びその換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行う株式報酬制度と予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するインセンティブプランに関する注記については、連結注記表 (追加情報) に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (1) 担保に供している資産               | 該当事項はありません。 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額           | 2,429百万円    |
| (3) 保証債務                     |             |
| 関係会社である都築クロスサポート㈱の仕入債務に対する保証 | 182百万円      |
| 従業員の銀行借入金(住宅資金等)に対する保証       | 0百万円        |
| (4) 関係会社に対する金銭債権             | 短期 168百万円   |
| (5) 関係会社に対する金銭債務             | 短期 1,457百万円 |

#### 6. 損益計算書に関する注記

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 関係会社との取引高 |          |
| ①売上高          | 560百万円   |
| ②仕入高          | 8,647百万円 |
| ③営業取引以外の取引高   | 626百万円   |

#### 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数 (千株)	当事業年度増加株式数 (千株)	当事業年度減少株式数 (千株)	当事業年度末の株式数 (千株)
普通株式 (注) 1、2	2,156	0	1,304	851

- (注) 1. 当事業年度末の株式数には、役員報酬BIP信託口が保有する当社株式356千株、株式付与ESOP信託口が保有する当社株式291千株を含めて記載しております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少1,304千株の内訳は、自己株式の消却1,200千株、役員報酬BIP信託口による取締役等への交付63千株及び株式付与ESOP信託口による従業員への交付41千株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金損金算入限度超過額	424百万円
未払費用否認額	68
未払事業税否認額	57
受注損失引当金否認額	4
投資有価証券評価損否認額	26
退職給付費用否認額	321
貸倒引当金繰入限度超過額	11
減価償却超過額	25
会員権評価損否認額	20
関係会社株式評価損否認額	63
減損損失否認額	5
長期未払金否認額	6
敷金否認額	61
退職給付信託運用額	373
未払金否認額	105
その他	347
小計	1,925
評価性引当額	△122
繰延税金資産	計 1,803
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△928百万円
繰延税金負債	計 △928
繰延税金資産の純額	合計 874

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
法人主要株主	富士通(株)	325,638	情報処理システム、通信システム及び電子デバイスの製造・販売並びにこれらに関するサービスの提供	被所有 直接 (12.8%)	請負作業等	プログラムの開発等	2,522	売掛金	701
						取扱商品の仕入等	機器の仕入等	17,592	買掛金

(2) 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	都築テクノサービス(株)	209	コンピュータシステム及びネットワークシステムの導入企画から、設置・アフターメンテナンスの提供	所有 直接 100.0%	請負作業等の委託	保守等の委託	4,879	買掛金	709

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主(法人) が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	(株)富士通パーソナルズ	100	情報処理機器、移動体情報通信機器の販売とこれらに関するサービスの提供	なし	請負作業等	サービスの提供等	15	契約負債	774

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
取引条件につきましては、富士通パートナー契約に基づき決定しております。
- (2) 子会社及び関連会社  
取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等  
取引条件につきましては、一般の取引条件と同様に決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
連結注記表と同一であります。

### 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,332円27銭
- (2) 1株当たり当期純利益 268円78銭

(注) 役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（役員報酬BIP信託口：356,831株、株式付与ESOP信託：291,427株）。  
また、役員報酬BIP信託口及び株式付与ESOP信託口が保有する当社株式は、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（役員報酬BIP信託口：373,652株、株式付与ESOP信託口：306,976株）。